平成２４年（フ）第５９６号
広島市中区江波二本松１―15―14レオパレスジュネスＥＢＡ103号室、住民票上の住所山口県熊毛郡上関町大字長島170番地１
債務者　河村　和弘
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月16日午後４時45分
5　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５５７号
熊本市中央区本山１丁目７番27号
債務者　石﨑　淳一
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　悟士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１８７号
秋田市泉中央２丁目26番２号　サンステージ大橋１号
債務者　小野　文男
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　英憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３６７号
さいたま市南区辻８丁目２番19号
債務者　山崎　　博
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　和美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２０９号
大分県別府市大字内竈1271番地の１メリヴェール泉209号
債務者　衞本　円治
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬戸　久夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７９８号
兵庫県芦屋市翠ヶ丘町23番12号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町３丁目９番21号
債務者　川島　裕子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友廣　隆宣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３２号
兵庫県姫路市飾磨区矢倉町２丁目15番地
債務者　北条　隆眞
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１２２号
愛媛県四国中央市土居町畑野780番地
債務者　好井伸一郎
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第８０号
愛媛県宇和島市三間町田川216番地
債務者　兵頭　英治
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第５５８号
兵庫県尼崎市崇徳院３丁目10番地の31
債務者　松田　　勇
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立友季世
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４０号
岩手県一関市字北豊隆12番地１　南十軒街アパート４―405
債務者　千葉真祐美
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第６５号
和歌山県田辺市芳養松原２丁目８番８号
債務者　岩﨑　華奈
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第１３４３号
さいたま市南区別所５丁目21番９号　西野台ハイツ101号
債務者　伊藤　一昭
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
新潟県魚沼市小庭名152番地２
債務者　茂野　　伸
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
新潟県長岡市摂田屋町2707番地11、前住所新潟県新潟市中央区南笹口２丁目１番９号
債務者　横山　健一
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第３０１９号
名古屋市瑞穂区山下通５丁目10番地　ハイツアントユーシカゴ210号
債務者　松本　篤児
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８０１号
愛知県春日井市高蔵寺町北１丁目72番地　メゾン松本Ⅱ101号
債務者　長江イネ子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部